

平成 2 9 年度第 1 1 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 3 0 年 1 月 1 6 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成29年度第11回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室

2. 開 会 日 時 平成30年1月16日(火) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 平成30年1月16日(火) 午後2時48分

4. 出席農業委員(18名)

1番	野 月 弘 行 君	2番	小 田 正 喜 君
3番	外 山 康 仁 君	4番	小笠原 和 男 君
5番	箕 輪 展 忠 君	6番	竹 浦 寿 広 君
7番	野 崎 さち子 君	8番	中野渡 稔 君
9番	北 上 稔 君	10番	國 分 弘 志 君
11番	甲 田 稔 君	12番	豊 川 洋 人 君
13番	小 川 正 孝 君	14番	新屋敷 より子 君
15番	杉 山 秀 明 君	16番	中 野 均 君
17番	米 田 一 典 君	19番	力 石 堅太郎 君

5. 欠席農業委員(1名)

18番 山 崎 誠 一 君

6. 出席農地利用最適化推進委員(2名)

切 田 若 沢 弘 幸 君 切 田 中川原 彰 造 君

7. 欠席農地利用最適化推進委員(0名)

8. 会議に付した案件

報告第51号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第52号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第53号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の取消しについて
報告第54号	農用地利用配分計画の認可について
議案第71号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第72号	公売買受適格者の証明について
議案第73号	贈与税の納税猶予継続届出書及び不動産取得税徴収猶予届出書に関する証明（農業経営）について
議案第74号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第75号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第76号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第77号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第78号	農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
議案第79号	十和田市農地移動適正化あっせん基準及び十和田市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について

9. 議事録署名委員

13番 小川正孝君 14番 新屋敷より子君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	佐々木 勇 悦	事務局次長	市 澤 新 吾
事務局農地係長	越 田 守	事務局振興係長	力 石 浩 暢
事務局主任主査	野 月 明 久	事務局主査	中 村 俊 文
事務局主事	江 渡 俊 裕		

11. 書 記

事務局主査 中 村 俊 文

議 長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は18番 山崎 誠一 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成30年1月10日告示招集いたしました平成29年度第11回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。13番 小川 正孝 委員、14番 新屋敷 より子 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には 中村 俊文 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第51号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）1ページをお願いいたします。報告第51号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。2ページお願いいたします。今回は102件で、全て合意解約によるものです。2ページから20ページになります。54番から56番までは貸借を予定しております。57番は40ページ83番で貸借の申請があります。58番と59番は貸借を予定しております。3ページです。60番は貸借を予定しております。61番は37ページ120番、121番で所有権移転の申請があります。62番から20ページ155番までは貸借を予定しております。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第51号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第52号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）21ページをお願いいたします。報告第52号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。22ページから26ページになります。今回は14件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。85番は自ら耕作するものです。86番は貸借中です。87番は一部は農地として管理し、その他は共有者が耕作します。88番は自ら耕作するものです。23ページになります。89番は自ら耕作するものです。90番は一部転用許可済みで、その他は自ら耕作するものです。91番は一部がため池、宅地となっていますが、その他は自ら耕作するものです。24ページお願いいたします。92番は自ら耕作するものです。25ページ、93番は自ら耕作するものです。94番は現況が不明となっております。95番は農地として管理するものです。96番は自ら耕作するものです。26ページお願いいたします。97番は一部は貸借中で、その他は自ら耕作するものです。98番は一部は宅地となっていますが、その他は自ら耕作するものです。なお、相続を受けた農地の一部が農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更等の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

議 長（力石堅太郎君）15番、杉山委員。

委 員（杉山秀明君）相続のことについて、最近どんな研修会等に行っても必ず出てくるのが、未登記または未登記のおそれのある農地ですが、今我々遊休農地の解消のために個別訪問しました。その訪問したところでいくつか相続が速やかにされてないために、貸すことも売ることもできない。その地主は地主でどうしようもないといったことが現状あります。そこで最近の研修会等の中で、それをどうやって速やかに相続させるかということの話がされています。そこで我々農業委員、推進委員あるいは事務局を含めて、このことをどこまでその方々に介入して指導すればいいのか、そのところの線引きといたしますか、ただし、これはプライベートの問題なので変なところまで踏み込んでまでは指導できないと思っておりますが、でも少なくとも2割くらいの農地がそういう状況にあることを鑑みながら、これか

らどのような方法で指導していけばいいのか、聞きたいと思います。

農地係長（越田守君）ご質問についてお答えいたします。委員からは十和田に限った問題ではないと思いますけれども、未相続に係る農地が非農地化したり、相続がないことにより、借り手もつかないという状況が懸念されるというご指摘だと思います。大変重要なご指摘だと思います。また相続につきましては、ご承知のことだと思いますが、今現在は権利としての事項となっております、相続する事案が発生した場合は直ちに相続人において相続しなければならないという義務事項ではありません。これにつきましては、国の方でも問題としておりまして、色んな勉強会、研究会等を国の方でも行っておりまして、方針等も今かたまってくるやに聞いておりますが、極端にいいますと登記も今現在の権利制度ではなく義務化されるという動きも一部動いてるやに聞いております。ただし、これはまだ確定しておりませんので、国の動向も見ながらの対応になるかと思っておりますけれども、近々の課題としましては未相続等の農地等につきましては、ご相談とか委員の皆さまの方であった際には、なるべく相続は早めに行える状態となりましたら相続してくださいと話してもらった方がいいのかと思っております。どんどん孫、子の代まで相続しないでおきますと、相続人が増えていきますので相続が困難になっていきますので、早い段階で相続をやってもらうのはもちろん、相続をもらえない事情があって相続になっていないというのは承知はしますが、こちらの関与としましてはなるべく相続を進めてください、関係者で話し合い等を行って、場合によっては司法書士等の力を借りながら、相続できる分について相続を進めてくださいという話は皆さんでしていただければいいのかなと思っております。併せまして賃借等につきましては、売買となりますと話が難しくなりますが、賃借等の場合でありますと、相続人の過半数の同意があれば賃借できるということもありますので、その場合はまた事務局なりにご相談いただければ、相続していない土地であっても相続人の過半数の同意があることによって賃借は農業委員会をとおしての賃借がやることができますのでご承知いただければと思います。どうしても相続人が不在だったり、相続人自体が行方不明であったりした場合には法律の規定に基づきまして、県の裁定等を受けまして、所定の手続き等ありますけれども、機構の方で最終的には借り上げして機構の方でしかるべき受け手の方に貸し出しという制度もありますので、ちょっと制度的にはまだ全国でも事例がなくやるにはかなりハードルが高い部分もありますし、またやるには相当な時間がかかりますけれども、またそういう制度も事務局でも勉強してまいりまして、遊休農地等、未相続地の解消に努めてまいりたいと思っております。以上であります。

議 長（力石堅太郎君）杉山委員よろしいですか。

議 長（力石堅太郎君）その他ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第52号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第53号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）27ページをお願いします。報告第53号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の取消しについて。農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について、別紙のとおり当事者による取消し願の提出があったので報告する件でございます。28ページをお願いします。この件につきましては、5番目の許可月日及び土地の表示に記載のとおり、平成29年10月10日付けで自己住宅建築のため許可されたものです。その後、平成29年12月13日付けで申請人から取消し願の提出がありました。取消し理由として、譲受人の家族の健康状態の悪化により、経済的に事業実施が困難となったためです。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第53号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第54号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）29ページをお願いいたします。報告第54号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件でございます。30ページをお願いします。今回の報告案件は平成29年度第9回総会、議案第62号で農用地利用集積計画の決定の承認をされたものについて、平成29年12月27日付で県知事から配分計画の認可があったものでございます。利用権を設定する者は中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。30ページの賃借権の設定が1件です。1筆、面積が2,060平方メートルです。31ページから34ページまでが使用貸借です。14件55筆、119,532平方メートルです。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第54号を報告済みといたします。
- 議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第3班で、調査員は箕輪班長、甲田委員、中野委員の3名です。1月10日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。
- 議長（力石堅太郎君）次に議案第71号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。
- 事務局長（佐々木勇悦君）35ページをお願いいたします。議案第71号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。
- 議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。5番 箕輪 展忠 委員、お願いいたします。
- 報告委員（箕輪展忠君）第3条の許可に関する報告をいたします。今月の3条申請は34件で、うち所有権移転が12件、賃借権設定が21件、使用貸借による権利の設定が1件です。まず所有権移転ですが、36ページの申請番号111番から117番までは売買で、全て相手方要望によるものです。37ページの118番から38ページの122番は贈与で、このうち118番と119番は同一世帯の親から子へ、120番から122番は親戚へ贈与するものであります。次に賃貸借ですが、39ページの申請番号74番から42ページの93番までは労力不足、94番は相手方要望により、賃借するものであります。95番は使用貸借で、親から子への経営移譲です。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また申請書は適当と認められますので委員の皆様への審議をお願い申し上げ、報告といたします。
- 議長（力石堅太郎君）箕輪委員、ご苦勞様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。
- 事務局長（佐々木勇悦君）所有権移転の111番から122番及び賃借権、使用貸借の74番から95番は農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上であります。
- 議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第71号は許可することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時21分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時22分

議 長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第72号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）43ページお願いいたします。議案第72号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める件でございます。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。44ページお願いいたします。申請番号4番は十和田市からの照会で、平成29年10月11日に農地と回答しており、平成29年10月16日開催の平成29年度第8回総会、報告第36号で報告したものです。公売の公告は平成29年11月28日、入札日時は平成30年1月23日10時から10時5分まで、開札日時は平成30年1月23日10時5分、売却決定日時は平成30年1月30日10時です。次に申請番号5番から7番までは、これも十和田市からの照会で、平成29年6月8日に農地と回答しており、平成29年6月15日開催の平成29年度第3回総会、報告第17号で報告したものです。公売の公告は平成29年12月27日、入札日時は平成30年2月20日10時から10時5分まで、開札日時は平成30年2月20日10時5分、売却決定日時は平成30年2月27日10時です。なお、申請者は経営拡張のため買受けを希望するものです。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを

満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第72号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時25分

（ _____ 委員 着席 、 _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時26分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）次に議案第73号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）45ページお願いいたします。議案第73号、贈与税の納税猶予継続届出書及び不動産取得税徴収猶予届出書に関する証明、農業経営について。別紙の農地等の受贈者について、租税特別措置法第70条の4第1項の規定並びに地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることを証明することの承認を求める件でございます。46ページお願いいたします。この件につきましては、農地の生前一括贈与を受けた者の税の徴収猶予について、3年ごとに税務署等の照会に対し、届け出る適格者の証明でございます。今回の証明者は14名です。このうち贈与税は11名、贈与税と不動産取得税の両方の猶予を受けている者は3名でございます。以上でございます。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第73号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時27分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時28分

議 長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第74号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）47ページお願いいたします。議案第74号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議 長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。16番 中野均 委員、お願いいたします。

報告委員（中野均君）それでは十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。1月10日午後、箕輪班長、甲田委員、私の3名で会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転4件、賃借権設定が1件の合計5件です。申請地は全て農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は法人を含め認定農業者です。あっせん対象の5件は労力不足により売買及び貸借するもので、これらの申請地は所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては申請内容及びあっせんについて、適当と認めましたので、その旨を1月10日付で会長あてに農用地利用調整会議の調整結果として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議を

お願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）中野委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）４８ページお願いいたします。所有権移転が４件です。２３番から２６番は労力不足によるものです。４９ページ、賃借権１件です。５番は労力不足によるものです。なお今回申請のあった所有権移転４件及び賃借権１件につきましては、調査書のとおりで農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第７４号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第７５号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）５０ページお願いいたします。議案第７５号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件でございます。５１ページお願いいたします。賃借権が５件１５筆、面積が３９，８４９平方メートルです。５１ページの５１番、５２番、５４番は協力金対象外です。５３番と５５番の南平____番____と____番____は耕作者集積協力金の対象です。次に５３ページ、使用貸借による権利が１件４筆、６，９８２平方メートルです。１０８番の一本木沢____番____と____番____は耕作者集積協力金の対象です。利用権の設定を受ける者は農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターで、利用権設定期間は賃借権の５２番は３年間で、その他は１０年間となっております。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第75号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第76号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）54ページお願いします。議案第76号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議 長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。11番 甲田 稔 委員、お願いします。

報告委員（甲田稔君）それでは第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は今回は申請番号7番と8番の2件です。申請番号7番と8番の転用事由はともに賃貸住宅の建築で、7番は2棟12世帯分、8番は1棟6世帯分の建築計画となっています。農地区分については、7番8番ともに都市計画法の用途地域内であり第3種農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議 長（力石堅太郎君）甲田委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）55ページお願いします。7番の場所はスーパーシティアサヒ十和田店から北に100メートルの地点です。8番の場所は十和田警察署から西に100メートルの地点です。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第76号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第77号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）56ページお願いします。議案第77号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議 長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。11番 甲田 稔 委員、お願いします。

報告委員（甲田稔君）それでは第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は今回は申請番号55番から58番までの4件です。申請番号55番と56番の転用事由は自己住宅建築です。55番と56番の譲受人はともに現在親と同居していますが、実家が手狭となったことや独立のため、ともに農地を買い受けて住宅を建築するものです。57番の転用事由は貸駐車場の整備です。申請地は商業施設が集中している地域であることから駐車場地を見込み、農地を買い受けて22台分の月極駐車場を整備する計画です。58番は車両置場及び従業員駐車場の整備です。譲受人は工務店を営んでいますが、事務所から離れた場所に車両を置いており、不便であることからこの度事務所の道路向かいに土地を取得し駐車場にしたいというものです。次に農地区分についてですが、申請番号55番から57番は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号58番は農用地区域内にある農地以外の農地でいずれの要件にも該当しない農地として第2種農地、その他の農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議 長（力石堅太郎君）甲田委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）57ページお願いいたします。55番の場所は東六番町の白菊

保育園の西隣です。56番の場所は北里大学グラウンド西側にある北里集会所から北に200メートルの地点です。57番の場所はサンデー十和田店から東に100メートルの地点です。58番の場所は十和田市立東小学校から北西に500メートルの地点です。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第77号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第78号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）58ページお願いいたします。議案第78号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件でございます。59ページは市長から1月4日付けでの照会文書です。60ページお願いいたします。今回は編入1件、除外5件、用途変更1件合計7件です。1番の場所は市役所から南に約1.2キロメートル先の堤頭集落内です。申請地に携帯電話無線基地局設置のため除外するものです。2番の場所は市役所から南に約1.3キロメートル先の森ノ越集落の南側です。こちらも申請地に携帯電話無線基地局設置のため除外するものです。3番の場所は市役所から西に約1.4キロメートル先の仙ノ沢集落から西に約3キロメートル進んだ地点です。申請地は周囲を山林に囲まれ、営農条件が良くないため山林に地目変更するため除外するものです。なお、10年前に栗の木を植林しているため始末書付きでございます。4番の場所は市役所から北に約2.5キロメートル先の井戸頭団地の南側です。申請地は現在りんご栽培を行っており、今後も優良農地として確保するため編入するものです。61ページお願いいたします。5番の場所は市役所から北東に約4.5キロメートル先の農工園千里平の南側です。申請地に堆肥舎、農機具庫を建築するため用途変更するものです。なお既存のテント倉庫の一部が申請地にはみ出しているため、始末書付きになります。6番の場所は市役所から北東に約4キロメートル先のオオタ牧場の北側です。申請地は改良区で敷設した水路の一部が隣接の私有地にはみ出しているため、それを是正するため除外するも

のです。なお除外後は隣接の所有者から寄付採納を受ける予定です。7番の場所は市役所から西に約21キロメートル先の大中台牧場近くの公衆トイレの西側及び東側です。申請地に風力発電を行うため除外するものです。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第78号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第79号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）64ページお願いいたします。議案第79号、十和田市農地移動適正化あっせん基準及び十和田市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について。十和田市農地移動適正化あっせん基準及び十和田市農地移動適正化あっせん基準細則を一部改正し、別紙のとおりとしたいので承認を求める件でございます。65ページから73ページになります。このあっせん基準等の見直しにつきましては、12月の総会終了後の全員協議会で委員の皆様に見直し案を提示しておりますので、詳細につきましては省略させていただきます。今回のあっせん基準等の見直しは2015年農林業センサスが公表されたことと、平成29年3月に農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が変更されたことから見直しを行うものです。なお、前回の見直しは平成25年に行っております。65ページから69ページまでは十和田市農地移動適正化あっせん基準案です。70ページから73ページまでは十和田市農地移動適正化あっせん基準細則案です。72ページお願いいたします。今回の主な見直しといたしまして、72ページの別表1の基準面積、基準経営面積が301アールになりました。現行までは262アールでしたけれども、これを301アールに改正するというのが主な見直しです。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第79号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成29年度第11回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦労様でした。

————— 閉会 午後2時48分 —————